

逮捕

逮捕には、現行犯逮捕、逮捕状による逮捕、緊急逮捕の3種類がある。

① 現行犯逮捕 - 現行犯人は誰でも逮捕状無しで逮捕できることになぞっている。官憲はこれを悪用し手あたりしたに逮捕して後から角材を持たせたり、ポケットに石をさす。だんだんやりするから絶対に拒絶する。官憲は例へ何もやえなくも一度逮捕したらある一定の期間向その時の状況によるが、は釈放しな、から、例へ何日不当に勾留させても、宛黙で頑張ると決意せよ。

② 逮捕状による逮捕 - 逮捕状には被疑者の氏名、住所、罪名、被疑事実の要旨、連行する場所、有効期間、発行の年月日、発行官職名、請求者の官職名など記されている。逮捕状を示されたら、手にとりよく調べ、記載に間違いがあたり、抜けていたら無効であるから、拒否する。落ち着いて、家族や近所の人に救済に連絡を頼み、着替え、洗面具等を整理して行か、又逮捕と同時に捜索

具体的にはまず指紋をとらる。これは、指を押しつけても取らるが、供述を調署の署名なつ印と違え、それ自体は事件に不利なることはない。その日に身長、体重を計られ、警官も、顔写真をとられ、押収物がある場合、押収品目録も渡される。押収品目録に入るが、供述調書を取る。刑事訴訟法に、解録書をとらるが、その時になることは、調書じゃないので、君の有利不利ももちろん、話した、と云うが、次に供述調書をとる。黙認で通す。ついで、調書をとる。黙認で通す。士を選任する。弁護士は、田嶋秀一をのびる。田嶋秀一は、警察署にをいなる時がある。警察署の方で連絡する。度も云って自分の見ている前で電話を可成り通す。せむぐら、の心臓を持つことが重要。田嶋秀一を、私の弁護士に選任すから伝えてくれ。電話番男、さうさうさうさうさう。これは、諸君が逮捕されたことを

も行う場合は、必ず自分が立ち合うことを要求する。

③ 緊急逮捕 - 犯行の疑いが充分あると考えられる(血のついたナイフを持っている場合等々)

警署察署留置

逮捕後は各警察署に留置されすが、現在に於いて、杖刃隊員によるリンチや、催涙弾の狙撃、打撃時、多量の者が傷つて、治療を要する。傷つた場合、必ず治療を要求する。しかし、東大、斗争、女学生を、三日間も放り置、全身、杖刃、住所、氏名を云え、お名前を、杖刃等と肉体的苦痛を供述させる手段として使われる。年々、事件を行って、いのが現状だ。その林、場合、は、弁護士に、負傷したことを、伝えてくれ、と、何度も要求する。全思想を、かけて、押さえる。弾圧、対し、全思想

弁護団、救済が確認する最も、確実な手段なので、必ず実行する。警察署、弁護士に連絡をする。警察署がこれを怠った時は、相手の警察官名を覚えておくと、弁護士を通じて、後から抗議する。その他、逮捕された後、伝言があったら、いつでも30分、1時間、30分、電話させ、弁護士を呼ぶなり、連絡させる。差し入れを、たのむと、このことを連絡させる。いずれにしても、完全に通すことが必要。諸君が、「黙認します」と云うたら、刑事は、「黙認」と書く。また、何もしやべらなかつたら、黙認して、語らず、と書くが、これに、対して、署名なつ印を要求する。でも、絶対拒否する。その際、あらゆる卑劣な手段を使、供述を強要するが、例へば、差し入れがなかつたりすると、口実に、日大、全共斗は、もう、止るか、君は、見放されたとか、